

車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税）

エコカー減税・グリーン化特例については、以下のとおり見直した上で2年間延長する。

エコカー減税（自動車重量税・自動車取得税）	乗用車								重量車					
	現行	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準			EV等 ※1	現行	平成27年度燃費基準				EV等 ※1
		達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%		未達成	達成	+5%	+10%	+15%	
自動車重量税	本則※2	▲25%			▲50%			免税※3	対象外	▲25%	▲50%	▲75%	免税※3	
自動車取得税	対象外	▲20%			▲40%			非課税	対象外	▲40%	▲60%	▲80%	非課税	
	平成29年度	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準			EV等 ※1	平成29・30年度	平成27年度燃費基準				EV等 ※1
		達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%		未達成	達成	+5%	+10%	+15%	
自動車重量税	対象外	本則※2			▲25%			免税※3	対象外	▲25%	▲50%	▲75%	免税※3	
自動車取得税	対象外	▲20%			▲40%			非課税	対象外	▲25%	▲50%	▲75%	非課税	
	平成30年度	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準			EV等 ※1						
		達成	+5%	+10%	達成	+10%	+20%	+30%	+40%					
自動車重量税	対象外	本則※2			▲25%			▲50%	▲75%					免税※3
自動車取得税	対象外	▲20%			▲40%			▲60%	▲80%					非課税
	グリーン化特例（自動車税等）	現行								平成29・30年度		軽減率	※現行制度のまま 2年間延長	
		平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準			EV等 ※1	達成	+5%	+10%	+20%	▲75%	
登録車	対象外	▲50%			▲75%				達成	+5%	+10%	+20%	▲75%	
軽自動車	対象外	▲25%			▲50%			▲75%	達成	+5%	+10%	+20%	▲75%	
	平成29・30年度	平成27年度燃費基準			平成32年度燃費基準			EV等 ※1						
		達成	+5%	+10%	+20%	達成	+10%	+20%	+30%					
登録車	対象外	▲50%			▲75%									
軽自動車	対象外	▲25%			▲50%			▲75%						

※1 EV等とは、乗用車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車を指し、軽自動車税のグリーン化特例においては、電気自動車、天然ガス自動車を指し、重量車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。

※2 新車新規検査時に限り、当分の間税率でなく本則税率が適用となる（平成29年度以降はハイブリッド自動車及び軽自動車を除く）。

※3 乗用車においては、現行制度では、新車新規検査時に免税を受けた車両について、平成29年度は、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+40%を達成している車両について、平成30年度は、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+50%を達成している車両について、それぞれ初回継続検査時でも免税する。重量車においては、新車新規検査時に免税を受けた車両について、初回継続検査時でも免税する。

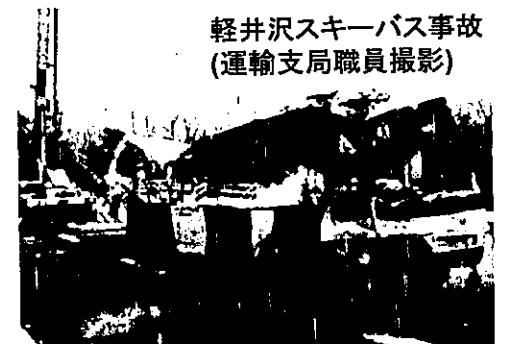
※4 平成32年度燃費基準達成車については、平成27年度燃費基準+20%を達成している車両のみ50%軽減。

軽井沢スキーバス事故を受けたバス車両に係る所要の措置 （自動車重量税・自動車取得税）

本年1月の軽井沢スキーバス事故を受け、ハード面の安全対策の一環として、大型バス車両について、先進安全自動車(ASV)装置に係る既存の税制特例(ASV特例)の対象に車線逸脱警報装置を追加する。

施策の背景

- 本年1月の軽井沢町でのスキーバス事故では、乗員・乗客15名の方が亡くなった。
- 軽井沢スキーバス事故を受けた対策では、法律・予算・税制を総合的に実施しているところ。
 - ・法律：貸切バス事業許可の更新制の導入など
 - ・予算：ASV装置やドライブレコーダー等の導入促進に向けた支援など
- ハード面の安全対策の一環として、車線逸脱警報装置を装備した大型バス車両について、税制上の特例を講じることにより、装置の普及促進を図る。



要望の結果

以下の税目について、車線逸脱警報装置を装備した車両総重量が12トン超の新車の大型バス車両について税制特例を措置する。

【自動車重量税】

- 対象車両の自動車重量税について、25%軽減する措置を1年間（平成29年4月1日～平成30年4月30日）講ずる。

【自動車取得税】

- 対象車両の自動車取得税について、その取得価額から175万円控除する措置を2年間（平成29年4月1日～平成31年3月31日）講ずる。

